

工場立地法における緑地及び環境施設設置基準の緩和について

工場立地法により、特定工場については緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上を義務付けられていましたが、茨城県西地域産業活性化協議会の構成5市町（結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町）の重点促進区域においては、緑地及び環境施設設置基準が次のように緩和されております。

市町名	緑地面積率（緑地の面積の敷地面積に対する割合）	環境施設面積率（環境施設の花面積の敷地面積に対する割合）
結城市	10%	15%
下妻市	5%	10%
筑西市	5%	10%
桜川市	10%	15%
八千代町	5%	10%

なお、区域の詳細については各市町にお問い合わせください。

結城市	産業経済部企業立地推進課	【TEL：0296-34-0452】
下妻市	市長公室企画課	【TEL：0296-43-8367】
筑西市	企業誘致推進局	【TEL：0296-24-2111】
桜川市	総合戦略室	【TEL：0296-58-5111】
八千代町	企画財政課	【TEL：0296-48-1111】